

役割
いろいろ!

法整備支援を支える人たち

日本の法整備支援の強
開発途上国で使われる法をつくり、それを運用する人材を

みの一つは、支援を手掛ける人材層の厚さだ。
育てるため、それぞれの専門性を生かして支援に協力する人たちを紹介しよう。



研究者

大川 謙蔵さん

摂南大学法学部 講師



大川さん(右)と、ラオス最高人民裁判所研修研究所のカンバイ・サイニャックさん(左)

大学・大学院での専攻は民法です。院生時代には、お世話になっていた先生の下で、法務省の委託調査研究としてラオスの身分関係法制に関する調査を手伝いました。そのことがきっかけとなり、JICAがラオスで実施してい

る法整備支援プロジェクトに、2014年からアドバイザーグループ委員として関わることになりました。

このプロジェクトではいくつかの活動が展開されており、その中で私が協力しているのは、民法典の作成支援です。現地の法律家たちに日本や外国の法律を紹介しながら、草案の内容と一緒に検討しています。その際に心掛けているのは、日本の考え方を押し付けないということ。ラオスにはラオスの考え方が存在しますので、たとえ日本側が良いと思ったことでもラオス側が否定的な場合には、強制的にそのやり方で推し進めないようにしています。また、外国の法律がラオス社会の実態に必ずしも適しているとは限りません。さまざまな国の法律をただ紹介すればいいというわけではなく、相手国にとって伝

わりやすい説明の方法を考えなければならない点は、法整備支援の難しさだと感じています。

法整備支援には、検察官や弁護士など、さまざまな立場の人たちが関わっています。私が研究者として果たすべき役割は、支援を進める上での議論の過程や草案の内容を客観的に分析・検討し、その意義や背景を探索しながら、広く社会に普及させることだと思っています。また、活動内容を振り返って改善点や反省点を検証したり、日本の法整備支援の内容や方針を、他の国が行う支援の状況と比較しながら検証したりすることも重要です。

民法典は完成に近づいています。完成した後も、ラオスの経済や社会の発展に沿った形で、中身の改正や問題点などについての指摘や助言を続けていくつもりです。

支援の意義を客観的に検証する



法律家

湯川 亮さん

法務省法務総合研究所国際協力部 法務教官



日本で実施した研修の様子。湯川さん(左奥)はカンボジアの法律家たちと民事保全制度について議論した

2010年に裁判官になった私は、長崎県と兵庫県の地方・家庭裁判所に赴任した後、昨年から法務省法務総合研究所国際協力部(ICD)に出向しています。ICDは、法務省が行う国際協力の一環として、アジア諸国に対して、法

律の起草や改正、法制度の整備、法曹関係者の育成などを支援する部署です。JICAのプロジェクトにも協力しており、現地調査を行ったり、現地の法律家を対象にした研修やセミナーを企画したり、その講師を務めたりもしています。

日本はカンボジアの民法と民事訴訟法の起草を支援してきましたが、中身は日本の法律に近いので、私たちが現地の法律家に対して講義をする機会も少なくありません。日本の考え方を紹介したり、具体的な事例を挙げて問題点を解説したりして、現地のニーズに沿った講義になるように工夫しています。私は「核となる部分は分かりやすく」を心掛け、一番伝えたいことを準備段階で明確にするようにしています。相手は、事件が目前にあって、何とか解決しなければならぬ状況にある実務家の方々なので、理

想論だけではあまり意味がないと思っています。なるべく、自分が同じ立場だったら知りたいことや、仕事ですぐに生かせることを伝えられるようにしています。また、裁判は「結果」だけでなく「過程」が重要であることも、裁判官出身者として伝えるべきことだと感じています。

カンボジアの方々とはとにかく熱心で、講義時間の半分近くは質疑応答に充てているほどです。それだけ、自分たち自身で法律や法制度を適切に運用し、国を良くしていきたいという意識が高いのだと思います。日本での研修に参加していたカンボジアの裁判官と現地で再会した際、「研修で同じような事件を取り上げていたことが役立つ」と言われたときはうれしかったですね。彼のような経験をされる方が、これから一人二人と増えていってほしいと思います。

法律家として同じ目線で伝える



寺本 二憲さん

今年4月、専門家たちとロン司法大臣の就任を祝った寺本さん(左から3人目)



今年4月、専門家たちとロン司法大臣の就任を祝った寺本さん(左から3人目)

私が業務調整員として携わっているのは、ベトナムの「2020年を目標とする法・司法改革支援プロジェクト」です。日本は1996年にベトナムに対する法整備の協力を始め、約20年間にわたって民法など基本法令の起草支援

や、裁判所、検察院などの司法関係機関とそこで働く人材の能力向上に取り組み、多くの成果を残してきました。現在のプロジェクトは、その取り組みを一層強化するものです。特に、ベトナムでは近年、法令間の不整合や法令を執行・運用する法律家間の理解の差が課題となっており、それらを抑制・是正することで、法令の統一的な適用を目指しています。

プロジェクトでは、日本で現役の裁判官、検察官、弁護士として活躍する4人の専門家がベトナム国内を飛び回りながら、現地の司法省や首相府、最高人民裁判所などの司法関係機関を対象にセミナーやワークショップを開催し、助言などを行っています。そんな専門家の活動をバックアップするのが私の役割です。予算や会計の管理はもちろんのこと、出張日程や移動手段の適

切性、また、通訳・翻訳の質の確認など業務は多岐にわたり、さまざまな点への配慮が欠かせません。経験豊富な現地スタッフや運転手さんたちと、チームワークを大事にしながら日々業務にあたっています。

ベトナムの新・旧司法大臣をはじめ、今ではJICAの支援を受けた多くの人が同国の法律分野の中核人材として活躍しています。日本の地道な協力がベトナムの人づくり・国づくりに生きているのだと誇らしく思います。

私は、大学卒業後から30年間、北海道の炭鉱会社で技術者として働いていたのですが、実はそのころは、JICAの炭鉱安全技術協力プロジェクトの専門家としてベトナムで活動していました。縁あって、再びベトナムでの技術協力に携われることをうれしく思っています。

専門家の円滑な活動をサポート



通訳・研修監理員

天川 芳恵さん

「カンボジア王国法整備支援プロジェクト」通訳・研修監理員



研修のために来日したカンボジア司法省次官補や日本の裁判官であるプロジェクト専門家と談笑する天川さん(中央)

私はカンボジア難民として来日し、日本に帰化しました。ポルポトの恐怖政権下から逃れるため、隣国ベトナムに避難した1975年当時、私は中学校卒業を間近に控えていました。その後、ベトナム語を習得して現地のカンボ

ジア難民キャンプで通訳をしていました。

日本に来たのは84年です。当時は、働きながら語学教室に通い、大学を卒業しました。来日4年目からはインドシナ三国からの難民を受け入れている団体に通訳を務めることに。その団体の所長の勧めを受け、92年からJICAの研修監理員・通訳として働き始め、現在に至ります。

JICAで初めて法律分野の研修を担当してから、約20年がたちました。99年にカンボジア政府の要請で始まった民法・民事訴訟法起草支援のプロジェクトには現在も携わっています。カンボジアの司法関係者を招いて実施する研修で通訳を務める他、現地でのセミナーの通訳や調査業務も担当しています。

法律は、他の分野と異なり、図や写真などで内容を伝えることができないため、通訳では豊

富な語彙が求められます。「認定」「認容」など、日本語の微妙な違いを正確に伝えるためには、両言語での用語の意味合いを丹念に調べることが重要です。適切なカンボジア語の表現が見つからない場合には、言葉の意味を説明し、研修員ら自身に適切な言葉を挙げてもらいます。もちろん通訳には語彙だけでなく、法律の内容自体への理解も求められますので、事前の準備や学習には多大な時間を要します。

印象深いのは、プロジェクト開始当初、カンボジアの公務員らが「内戦で荒廃した国を立て直す」という強い意志を持っていたことです。日本の長年の支援により、カンボジアの法制度は大きく改善し、優秀な法律家が育ちつつあります。その誇りを胸に、今後もプロジェクトにまい進したいと思っています。

